

# 第4期 流山市 地域福祉計画

令和4年度 令和8年度

**できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ**

**～みんながずっと住みたいまち ながれやま～**

地域に関わるすべての人・団体・事業者を「福祉の担い手」ととらえ

地域での助け合い・支え合いの活発化を目指します

この計画は、子ども、高齢者、障害者などの様々な福祉分野の基本となるものです



# 第1章

## 第4期地域福祉計画の 策定について

## 第1章 第4期地域福祉計画の策定について

### 第1節 策定の背景

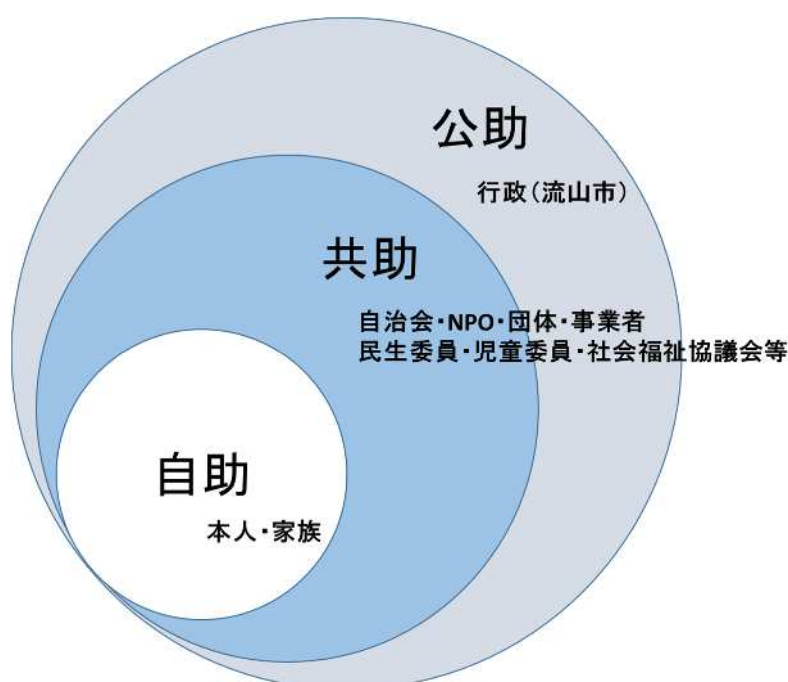
「地域福祉」とは地域に関わるすべての人が協働して、地域の福祉課題の解決に取り組み、「誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

少子高齢化や核家族の進行、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く状況が大きく変化するなか、生活課題が多様化・複雑化し、高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕在化しています。

国は、複雑な問題や制度の狭間の問題に対応すべく、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げています。

こうした状況を踏まえ、この地域福祉計画では、地域の皆さんそれぞれが、役割・できることを認識し積極的に活動に参加できるよう、「自助(じじょ)」、「共助(きょうじょ)」、「公助(こうじょ)」という考え方を推進し、人と人がつながり合い、支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

図表1 自助・共助・公助の担い手



## 身近な地域で解決する福祉のニーズ

- ・地域の課題解決には地域のみなさんの主体的な関わりと協力が必要です。
- ・行政による公的な支援制度だけでは対応・解決が難しい課題が増えてきています。
- ・行政を含め地域のみながチカラを合わせることで課題解決の可能性が広がります。

流山市では、教育、子育て、街づくり、防犯、防災など様々な分野が地域住民の皆さんの活動によって支えられています。地域で起きている課題や福祉のニーズは、身近な地域で活動している個人や団体が一番早くに気づき、一番多くの事を知っています。住みよい地域づくりを進めるためには、行政が単独で地域の課題解決を行うのではなく、地域のことを一番よく知っている地域住民のみなさんが、行政と一緒に地域の課題を解決していくことが大切であり、地域のみなさんの主体的な関わりと協力が必要です。

近年、ひきこもりや支援拒否などによる社会的孤立、虐待や暴力、自殺、ホームレス、ダブルケア \*用語集、ヤングケアラー \*用語集、8050問題 \*用語集、老老介護・認認介護 \*用語集、ごみ屋敷など様々な生活課題が発生しています。このような生活課題の中には、表面化しにくく、分野横断的または制度の狭間にあるため、公的な支援制度だけでは対応が難しい場合も少なくありません。

このような複雑な生活課題や福祉ニーズを解決する場合には、地域で活動している個人や団体・民間事業者・行政などが一体となって、役割を分担し、連携・協働していくことが効果的です。

個々の力だけでは解決が難しい課題であっても、地域のチカラ（地域で活動する個人や団体などの地域資源、地域に根ざした活動等によって形成される関係性）を高めることによって、解決の可能性が大きく広がります。少しでも多くの課題を解決するために、地域に関わるすべての人が「他人事」ではなく「我が事」と捉え、主体的に行動していくことが求められています。

## 市民の皆様にお伝えしたいこと

流山市には、多様な人材と活発な市民の力がああります。これまでも市民同士が、あるいは市民と行政が協力し、地域の課題解決に取り組んできました。今後も市民だけでなく、地域の様々な関係機関や担い手と連携し、協働しながら「誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めていきます。

地域の中では、ある場面で支援を受けている人が別の場面では支援を行うというお互い様の関係づくりが、住民同士の相互理解、信頼感、地域の安心感を高めていきます。

しかしながら、近隣とつながりの希薄化が進む中では、支えられる側が支える側になるという双方向の関係性はなかなか深まるものではありません。まずは、自分や自分の家族について関心を向け、問題を解決していくことから始めることが重要です。そして、近隣の人々や地域についても関心を向け、それぞれができることを生かしながら連携・協働していくことによって、少しずつ地域のことを「自分ごと」としていく意識の醸成につながります。

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが、自助の力を高めていくことが求められます。「自助」とは「自分にできることを、できる範囲で行う」ことで、必ずしも人の助けを借りずに自立することではありません。日頃から隣近所にあいさつをすることや、困ったときに助けを求められる関係をつくっておくこと、お互いに支え合いながら生活していくことも自助といえます。また、日常生活を送るうえでは、自分のやりたいことを自分で決定し実行していくことが重要ですが、その前提として、心身ともに健康を保つことも重要です。

地域をより良いものとするため、地域の課題を「自分のこと」として課題の解決に関わるとともに、日常的なつながり構築のため、地域活動やボランティア活動等に対する理解を深め、参加することが期待されます。また、地域の課題に他の地域住民と一緒に取り組むことで、今まで関心のなかった人が「自分も手伝えることができた」という気持ちに変わり、少しずつ「何かができるかもしれない」という意識が変わっていきます。こうした積み重ねによる気づきと学びが地域社会との関わりの一歩となり、地域づくりにつながっていきます。

一人ひとりが一緒に地域をつくっていくことで、人と人がつながり、お互いを支え合い、安心して自分らしく暮らし続けられるまちを共に目指しましょう。

## 地域の「つながり」づくり

- ・ 支え合いの源になるのは、周囲の人々を思いやり、役に立ちたいという気持ちです。
- ・ 心の絆や思いやりは、人との交流を通じて醸成されていきます。
- ・ 多様なつながりや交流が促進される魅力的な活動や居場所づくりが必要です。

「地域で暮らし続ける」ためには、公的なサービスのみで生活が支えられるわけではありません。誰もが近隣とのつながりの中で生活をしています。身近な地域では、ちょっとした変化に気づき、発見できるような見守りや支え合いが必要であり、いざというときには地域の実態を最も良く知っているご近所同士の助け合い、いわゆる「共助の力」が必要です。

助け合いや地域の問題を解決しようという思いの源になるのは、周囲の人々を思いやり、自分が役に立ちたいという気持ちです。しかし、残念ながら、昨今は隣人に対し無関心の人が増えており、地域住民がお互いに顔を知らないということも多くなっています。他方で、自分の力を発揮したり、仲間づくりをするきっかけがつかめず地域で孤立する人も少なくありません。

人と人の絆の大切さと、それに喜びを感じる心を改めて取り戻していく時期にきているのかもしれない。東日本大震災や各地で発生している災害の影響などもあり、近年、地域の絆やつながりの重要性が再認識されています。また、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、社会的孤立の問題が一層深刻化する中、国においても、政府一体となって「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながる」ための取り組みを推進しています。

心の絆や思いやりは、一朝一夕ではなく、身近に人と交流する機会があり、その体験が積み重なるようにして醸成されていきます。昔のお祭りのように、世代を超えて体験や時間を共有するような機会を、私たちはもう一度、今の時代にあった形でつくるが必要になってきているのではないのでしょうか。高齢者と子育て中の親子が同じ場に集い、そこで何気ない交流に市民が楽しみながら関わる機会が生まれてくれば、まわりの人々の幸せを願いあうふれあい豊かな地域になっていくことでしょう。

地域のあらゆる住民がその力を発揮することができ、「自分の住む地域を良くしたい」という思いが醸成されるよう、多様なつながりや交流が促進される魅力的な活動や居場所づくりを進めていくことが求められます。

## 社会参加や地域活動で健康に～人も都市も健康に～

- ・地域のチカラを育むためには、一人ひとりが健康であることが最も重要です。
- ・社会参加や地域活動は健康につながります。
- ・人とのつながりや交流は思いやりの気持ちを醸成し、助け合いにもつながります。
- ・自分自身はもちろん、地域みんなのためにも、できることから始めてみましょう。

地域福祉活動は、支えられる人だけでなく、支える人の健康にもつながります。地域のチカラを大きく育むためには、一人ひとりが心身ともに健康であることが最も重要です。

近年の調査研究で、地域福祉活動をはじめとした社会参加は、自身の生活に生きがいをもたらすと共に、健康維持や健康増進、介護・認知症予防等にも大きな効果があることがわかってきています<sup>1</sup>。ボランティア等の地域福祉活動のみならず、趣味やサークル活動等への参加も自助の観点から地域福祉の推進に大きく貢献していると言えます。

また、こうした社会参加は、人とのつながりを通じて、周囲の人々への思いやりや役に立ちたいという気持ちを醸成し、共助の第一歩としてのちょっとした助け合いや支え合いにつながることも期待されます。日頃からのつながりが機能すれば、身近な地域で病気や困りごとの早期発見、早期対応が可能になり、住み慣れた地域での生活を一日でも長く続けることができます。

自分自身が健康で生きがいのある生活を送ることはもちろん、地域の人すべてが住み慣れた地域で暮らせるためにも、できることから始めてみませんか。

---

<sup>1</sup> 平成30年経済産業省 「将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会報告書」等



## 新型コロナウイルス感染症に伴う対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、治療法やワクチンの開発等が進められているものの、当面は「新しい生活様式」により、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避やマスクの着用、手洗いや消毒等の飛沫感染や接触感染を防ぐ対策を図りながら感染予防・拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくことが求められています。

### 感染症対策と地域福祉について

地域福祉においても、新型コロナウイルス感染症は、今までのように集いふれあう支援のあり方に変容を迫り、経済的困窮や差別、社会的孤立、高齢者の虚弱化などの問題を加速度的に進行させるとともに、支援を必要とする高齢者に対する住民互助による見守りや生活支援などを難しくしています。

一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。今後も中長期的に感染防止に取り組みながらの生活が求められるなか、第4期地域福祉計画においては、関係機関・団体の協力・連携のもと、これまでのつながりを絶やさず、また、インターネット等の活用を含め、新たなコミュニケーションや支援の在り方を検討し、どんな時でもつながりが途切れない、安心できる環境整備に取り組んでいく必要があります。

## 第2節 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉に関する理念の提示や方向性を定めることを重たる役割としており、次の事項について計画に盛り込むことが求められています。

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### 社会福祉法による根拠～地域福祉の推進～

「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

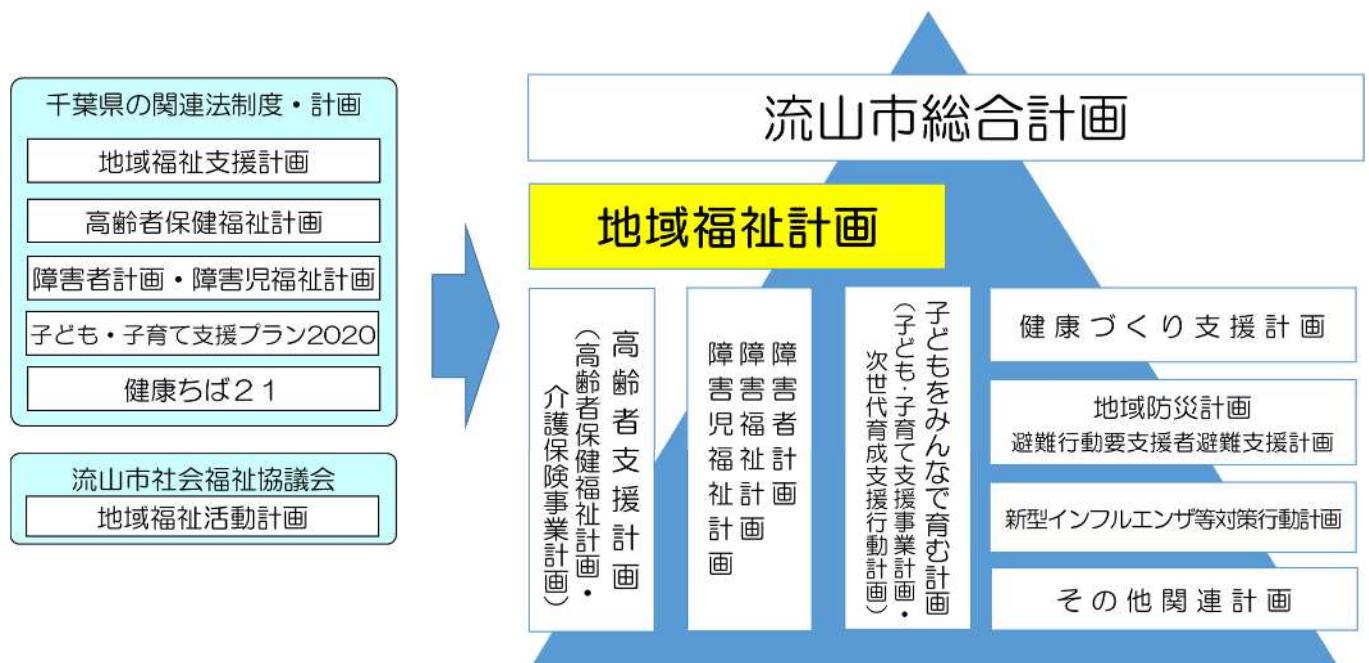
2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## 地域福祉計画の位置付け

地域福祉計画は、流山市の最上位計画である総合計画（基本構想）に基づき、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示すものです。事業の実効性・具体像は、内包する高齢者や障害などの個別計画に委ねることになりますが、各分野に共通する課題を横断的につなげ、地域福祉の推進を図っていきます。

また流山市の行政計画のみにとどまらず、千葉県が策定する千葉県地域福祉支援計画、流山市社会福祉協議会 **\*用語集** が策定する地域福祉活動計画等とも連携させ、総合的な地域福祉推進体制の構築を図っていきます。



## 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGsとは、平成27年（2015）年の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な世界を実現するための開発目標です。SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と戦い、気候変動に対処しながら、誰一人取り残さないようにするための17のゴール（目標）・169のターゲット（取り組み）から構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として以下のものが挙げられます。



### 第3節 計画の期間

#### 地域福祉計画

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
← 第2期計画 →					← 第3期計画 →					← 第4期計画 →				

#### 総合計画

24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
基本構想 (H12 ~ R1)								基本構想 (R2 ~ )						
後期基本計画								基本計画 (R2 ~ R11)						
上期実施計画		中期実施計画			下期実施計画			実施計画(3年間) 毎年見直し						

#### 高齢者支援計画

24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
第5期			第6期			第7期			第8期		

#### 障害者計画

24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
第4次			第5次						第6次(R3~R8)					

#### 障害福祉計画・障害児福祉計画

24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
第3期(障害)			第4期(障害)			第5期(障害) 第1期(障害児)			第6期(障害) 第2期(障害児)		

#### 子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画

24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
次世代育成 支援行動計画			第1期					第2期				

#### 健康づくり支援計画

24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
第1次								第2次(R2~R11)						

## 関連する福祉計画について

### 高齢者支援計画

---

老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した高齢者施策全般に関わる計画です。「地域ぐるみの支え合いでつくる元気で生き生き安心 流山」を理念に掲げ、高齢者だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って充実した生活が送れるよう、地域に関わる全ての人・機関が連携・協働する地域ぐるみの支え合い体制づくりを推進しています。

### 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

---

「障害者計画」は障害者基本法に基づき策定した本市の障害者施策全般に関する基本的な計画です。「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」はそれぞれ障害者総合支援法、児童福祉法に基づき策定した、障害者計画の実施計画です。「共に生き、ともに築く、私たちのまち - 流山」を理念に掲げ、障害者が自らの能力を最大限発揮することにより、障害者の自立と社会参加を促進するための取り組みを推進しています。

### 子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画

---

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定した計画です。「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもが健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」を理念に掲げ、子どもたちが健やかに成長し、親が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていくための取り組みを推進しています。

### 健康づくり支援計画

---

健康づくり支援計画は、健康増進法に基づく「健康増進計画」をはじめ、「食育推進計画」、「歯と口腔の健康づくり推進計画」、「母子保健計画」、「自殺対策計画」の5つの計画を一体的に策定した計画です。「心豊かに暮らせる健康づくり」を理念に掲げ、ライフステージに合った健康的な生活習慣や地域社会とのつながりを促進するための取り組みを推進しています。

## 第4節 国・県・市の動きと取組み

### 国の動き

平成12年、社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。個人の尊厳を尊重することが福祉制度すべての基本的な考え方となり、可能な限り、住み慣れた地域や自宅で生活が続けられるような環境づくりが進められてきました。平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されて以降、地域共生社会実現に向けた取組みが進められています。

介護分野では、平成12年に社会全体で介護を支える制度として、介護保険制度が施行されました。これまで地域包括支援センター \*用語集 の設置など地域包括ケア \*用語集 の体制づくりが進められ、平成27年以降には、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、総合事業の実施など、さらなる地域包括ケアシステムの構築が進められています。

障害者分野では、平成18年に施行された障害者自立支援法が平成25年に障害者総合支援法に改称され、障害福祉サービスの充実や難病を障害者の範囲に加えるなど、地域社会における共生の実現に向けた取組みが行われています。同時に、障害を理由とする差別の解消を推進するための障害者差別解消法も施行され、総合的な支援体制が講じられています。

子ども・子育て分野では、平成22年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「社会全体で子育てを支える」という基本的な考えが提唱されました。平成24年には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月より子ども・子育て支援に関する新制度が開始されています。

各個別の福祉制度以外にも、地域や事業者間のネットワーク構築、分野横断的な制度・取組みが進められています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。多様で複合的な課題を抱える生活困窮者 \*用語集 への対応としては、生活保護に至る前段階で自立支援策を行うため、平成27年には生活困窮者自立支援法が施行されています。

災害時に孤立しやすい高齢者や障害者などの避難行動要支援者（これまでの災害時要援護者） \*用語集 については、避難支援を円滑に行うため、災害対策基本法によって対象者の名簿情報作成が義務化されています。

**図表2** 国の制度等の主な動き

平成22年 (2010年)	「子ども・子育てビジョン」閣議決定 ・子どもと子育てを応援する社会の実現
平成24年	介護保険法の改正 ・定期巡回、複合型サービス等の創設 「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法の制定
平成25年	災害対策基本法の改正(内閣府) ・避難行動要支援者に関する名簿の作成が市町村長に義務付けされる 障害者自立支援法の改正(障害者総合支援法に改称) ・障害者の範囲に難病等を加える 障害者差別解消法の制定、障害者優先調達推進法の施行
平成26年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 ・「子どもの貧困対策に関する大綱」の閣議決定
平成27年 (2015年)	生活困窮者自立支援法の施行 ・生活保護に至る前段階での分野横断的な対応で自立支援を強化 介護保険法の改正 ・在宅医療と介護連携の推進、地域包括ケアシステム、総合事業の実施 子ども・子育て支援新制度 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">*用語集</span> の開始 ・仕事と子育ての両立支援、サービスの質の向上・量の拡充
平成28年	ニッポン一億総活躍プランが閣議決定 ・プランに「地域共生社会の実現」が明記 社会福祉法の改正 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施 児童福祉法の改正 ・児童虐待防止のための市町村及び児童相談所の体制強化 障害者差別解消法の施行 ・障害を理由とする差別の解消を推進 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 ・成年後見制度の利用に関する体制の整備 自殺対策基本法の改正 ・全ての都道府県及び市町村への「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定義務
平成29年	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正 ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設



平成30年	<p>社会福祉法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における包括的な支援体制の整備の推進</li> <li>・市町村地域福祉計画の充実</li> </ul> <p>生活困窮者自立支援法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者への自立相談事業実施、住居確保給付金支給</li> </ul> <p>障害者総合支援法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者への「生活」と「就労」に対する支援の充実、障害児支援の拡充</li> </ul>
令和元年	<p>子ども・子育て支援法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てのための施設等利用給付の創設（幼児教育・保育の無償化）</li> </ul>
令和2年 (2020年)	<p>子ども・子育て支援法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業所に係る確認手続について、事業所所在地以外の市町村による確認が不要に</li> </ul> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な障害者の雇用の支援</li> </ul> <p>児童虐待防止法・児童福祉法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化</li> </ul> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等の強化</li> </ul>

## 地域共生社会の実現に向けた国の動向

わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、制度から漏れてしまう生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成28年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられました。

これを受けて、平成29年2月には厚生労働省が「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を公表し、地域共生社会の実現に向けて、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」という4つの柱に沿って進めていくという改革の骨格を示しました。

この改革の一つとして平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等による解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられるようになりました。

令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の枠組みが創設されています。

## 千葉県の動き

### 千葉県地域福祉支援計画

平成31年3月には、社会福祉法第108条に規定された事項に基づき、「第三次千葉県地域福祉支援計画（中間見直し版）～『互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会』の構築を目指して～」（平成27年度～平成32年度）が策定されました。

この計画（中間見直し版）は、近年の地域福祉関連施策の動向を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた法制度の改正等の内容を新たに盛り込んで作成されています。福祉関係団体のみならず、若い人も高齢者も、障害のある人もない人も、また、子どもから大人まで、多くの地域住民が知恵を出し合い、力を結集させる仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材の育成や基盤づくりの推進が掲げられています。

#### 地域・市町村を支援するための施策

- ◆ 互いに支え合う地域コミュニティの再生
- ◆ 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成
- ◆ 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化
- ◆ 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談支援体制の充実・強化

### 千葉県子ども・子育て支援プラン2020

令和2年4月には、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法の規定による県の行動計画を一体的に定める、「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」（令和2年度～令和6年度）が策定されました。

#### プランで推進する3つの柱

- ◆ 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり
- ◆ 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり
- ◆ 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

## 千葉県障害者文化芸術活動推進計画

---

令和3年3月には、障害者のある人の文化芸術活動の推進による社会参加や自立促進及び共生社会実現に向け、「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」（令和3年度～令和8年度）が策定されました。

### 基本方針

- ◆ 障害のある人による文化芸術活動の幅広い促進
- ◆ 障害のある人による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- ◆ 地域における、障害者芸術を通じた交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

## 流山市の動き

### 総合計画の策定

#### 都心から一番近い森のまち

流山市の最上位計画である総合計画が令和2年度から新たにスタートしました。新たな総合計画では、目指すまちのイメージを「都心から一番近い森のまち」とし、みどりの保全・創出のみならず、みどりが与える都市の「うるおい」や市民の「やすらぎ」、人と人が集う「ふれあい」などの効果も含むものとしています。

「都心から一番近い森のまち」の実現に向け、総合計画ではまちづくりの基本理念を次のとおり掲げています。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民の知恵と力が活きるまちづくり</li> <li>2 市民が誇りと喜びを持てるまちづくり</li> <li>3 市民・都市・コミュニティが健康なまちづくり</li> </ol> |
|--|

また、6つの政策分野ごとに、まちづくりの基本政策を掲げています。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心・安全で快適に暮らせるまち</li> <li>2 生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち</li> <li>3 良質な住環境のなかで暮らせるまち</li> <li>4 賑わいと魅力のあるまち</li> <li>5 誰もが自分らしく暮らせるまち</li> <li>6 子どもをみんなで育むまち</li> </ol> |
|--|

### 流山市手話言語の普及の促進に関する条例の制定

手話は音声言語と異なり、手や指、顔の表情などを使って、物の名前や自分の意思を視覚的に表現する非音声言語であり、また、日本語とは異なる独自の語彙や言語体系を有するひとつの言語です。市では、手話が言語であるという認識に基づき、共生社会実現のため流山市手話言語の普及の促進に関する条例を平成31年3月に制定しました。

この条例は、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進することで、障害の有無にかかわらず、全ての市民がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、手話が言語であることへの理解の普及を推進しています。

## 第5節 第3期計画のふりかえり

### 第3期計画（平成29年度から令和3年度）の概要

第1期、第2期計画では、「誰もが尊重され、安心して生まれ育ち いきいきと暮せるまち 流山」を基本理念として掲げ、連帯・協働による地域内のパートナーシップ、ネットワークの構築を進めてきましたが、第3期計画では新たに「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～」を基本理念とし、「自助(じじょ)」、「共助(きょうじょ)」、「公助(こうじょ)」という考え方のもと、地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくりと地域のチカラの底上げに取り組んできました。

基本理念	できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～
施策の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自助：地域福祉を推進する担い手</li> <li>・共助：地域福祉を推進するつながり</li> <li>・公助：地域福祉を推進するまちづくり</li> </ul>

### 第3期計画の取組

第3期計画では、主に以下の取組を行いました。

広報やホームページのほか、安心メールやツイッター、LINE等さまざまなメディアの活用も検討しながら福祉サービスやイベント、講座等の情報提供に努めました。

認知症VR体験会をはじめとした各種講座・講演会の開催や女子車いすバスケットボールオランダ代表の事前キャンプにおける市民交流を通じて福祉意識の普及啓発を図りました。

健康講座、筋力アップ教室等の開催を通じて健康づくり・介護予防を推進しました。介護職員、看護師、保育士等に対する修学資金貸付や各種ボランティア等の養成講座・研修会の開催を通じて専門職やボランティア等の地域福祉の担い手確保に努めました。市民活動団体やNPO等の様々な地域活動団体への支援を通じて地域活動の活性化を図りました。

民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自治会、NPO等の地域で活動する個人や団体と連携し地域課題の早期発見・早期解決に努めました。

在宅医療・介護、虐待、行方不明高齢者、成年後見、障害者自立支援、ボランティア等の様々な分野において関係機関のネットワーク及び連携体制の強化を図りました。新たに北部西高齢者なんでも相談室、成年後見推進センター、子育て支援総合窓口、障害者の基幹相談支援センターの開設等により相談支援体制の充実を図りました。地域支え合い活動、地区社協によるセーフティネット活動、ファミリーサポートセンター、介護予防・生活支援サービス等の住民相互の支え合い活動の推進に努めました。

## 第4期計画に引き継がれる課題

第3期計画から以下の課題を引き継ぎ、第4期計画でも引き続き取組を進めていきます。

市民への情報提供にあたっては、必要とする人に情報が行きわたるよう、様々な媒体・経路を通じた情報発信を検討していきます。

生涯を通じた生活における質の充実と医療費や介護給付費の増大を抑制するため、健康づくり・介護予防を推進し健康寿命の延伸を図っていきます。

担い手不足や高齢化に対応するため、専門職やボランティア等の地域福祉の多様な担い手確保に努めます。

地域課題の早期発見・早期解決のため、地域で活動する様々な個人・団体との連携強化を推進していきます。

地域住民による支え合いと公的支援が連動し、生活上の困難を抱える住民を地域丸ごと支える地域づくりに努めます。

住民相互の支え合い活動を支援し、住民が主体となった共に支え合う地域づくりを進めます。

増え続ける多様な相談やニーズに対応するため、相談支援体制と各種福祉サービスの充実を図って行きます。

地域に多様なつながりや交流の場が生まれるよう地域交流を活性化します。

## 第6節 第4期地域福祉計画の基本理念・施策の方針

第4期計画では、第3期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、市民アンケート調査結果などを踏まえ、第3期計画の基本理念「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ~みんながずっと住みたいまち ながれやま~」を継承し、人と人がつながり、支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指します。

### 基本理念

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ  
~みんながずっと住みたいまち ながれやま~

### 基本理念の考え方

地域のチカラを高めるためには、地域に住む皆が、個々に「できること」から少しずつ始め、少しでも多くの方に参加してもらうことが何より必要です。

地域住民や地域のあらゆる主体が身近な活動に「我が事」として参加し、行政をはじめとした様々な関係機関とつながり、地域の支え合い機能を強化することで、個々の力だけでは解決が難しい課題であっても、解決の可能性が大きく広がります。

また、地域のあらゆる住民が、役割を持ち自分らしく活躍できるようになれば、生きがいを持っていきいきと暮らせるようになり、地域社会が活性化していきます。

流山市が、すべての住民にとって「ずっと住みたいまち」になるよう、地域のみみんなで「できることから始めて」いきましょう。



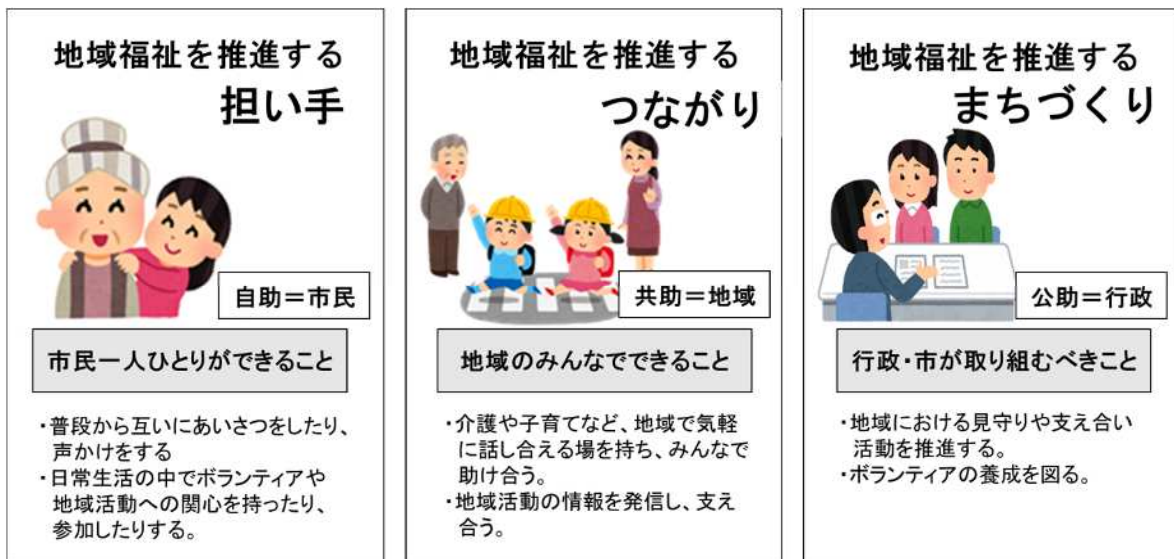
## 施策の方針 ～ 自助・共助・公助～

地域活動への積極的な参加を増やしていくためには、地域に関わる全ての人々が「できることから始めてみる」ことや「活動に参加しやすい環境づくり」が重要です。

誰もが役割と生きがいを持ち、自分らしく活躍できるよう、一人ひとりの個性やニーズに合った社会参加を可能とするためには、多様な経路で社会に参加することができる環境を整えるとともに、多様な場を創出していくことが求められます。

そこで、第4期計画でも、第3期に引き続き「自助・共助・公助」の考え方のもと、役割分担・できることを具体的に示し地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくりを進め、地域のチカラの底上げを目指します。

**図表3** 自助・共助・公助の担い手と役割分担



## 自助・共助・公助の考え方

### 自助（地域福祉を推進する担い手）

「自助」とは「自分にできることを、できる範囲で行う」ことで、必ずしも人の助けを借りずに自立することではありません。日頃から隣近所にあいさつをすることや、困ったときに助けを求められる関係をつくっておくこと、お互いに支え合いながら生活していくことも立派な自助といえます。また、日常生活を送るうえでは、心身ともに健康を保つことも重要です。地域福祉を推進する担い手として一人ひとりが「できること」から始めて、少しずつ人や地域とつながっていきましょう。

### 共助（地域福祉を推進するつながり）

「共助」とは、「地域みんながそれぞれ自分にできることを行いながら、支え合い・助け合う」ことです。支え合いの担い手は地域の住民だけでなく、自治会、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政をはじめとした多様な主体が存在しており、それぞれ出来ること・得意とすることが異なります。地域の様々な課題を解決し、地域を良くしていくためには、地域みんながそれぞれ自分にできることを行いながら相互に連携・協力し助け合っていくことが不可欠です。

そのためには、日頃からつながりを持ち、顔の見える関係を構築していくことが重要です。人と人とのつながりが地域のセーフティネットとなり、誰もが役割と生きがいを持って活躍できる地域共生社会実現の基盤となります。地域のつながりを強め、みんなで行えることを行い地域のチカラを高めていきましょう。

### 公助（地域福祉を推進するまちづくり）

「公助」とは、「地域福祉を推進するため行政が自らできることに取り組む」ことです。市は制度的に位置づけられた公的な福祉サービスの担い手としてだけでなく、市民や福祉団体等と協働し必要な支援を行うとともに、住民ニーズを十分に把握しながら、地域福祉施策を推進していく役割を担っています。

また、市は地域の「共助」の重要な担い手でもあります。行政も含め、地域みんながそれぞれ自分にできることを行いながら相互に連携・協力し、助け合う「自助・共助・公助」が一体となった地域づくりを進めます。

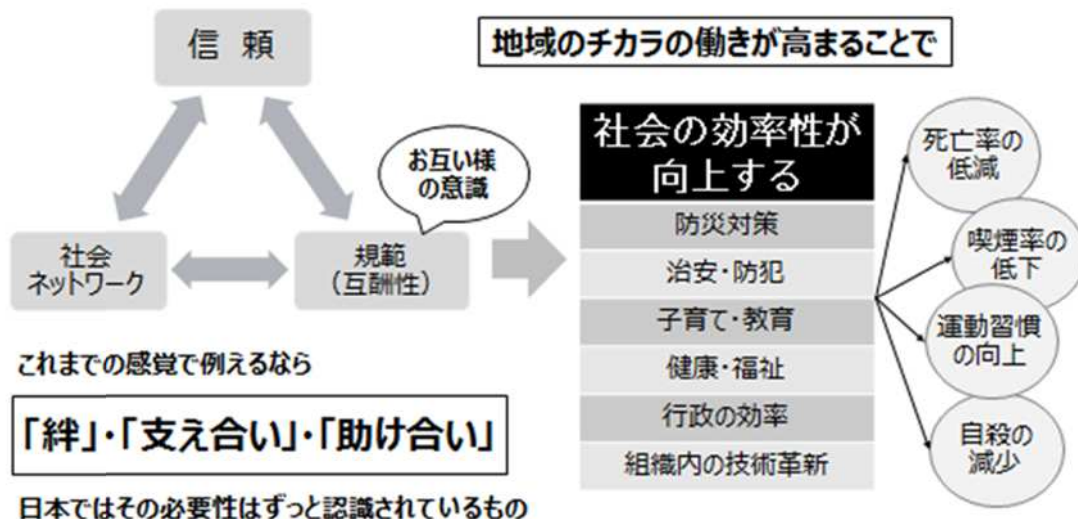
## 第7節 地域のチカラ

### 地域のチカラ

今回の地域福祉計画では自助・共助・公助という役割分担を進めますが、その目標・方向性は地域のチカラを高めることです。地域のチカラとは、「地域で活動する個人や団体などの地域資源、地域に根ざした活動等によって形成される関係性」のことで、主に「信頼」・「規範(お互い様)」・「社会ネットワーク(つながり)」の3つが相互に関連して成り立っているものと考えられます。「絆・支え合い・助け合い」といった感覚に似たものです<sup>1</sup>。

この関係性が良好で活発になっていくことで、ネットワークを通じて、人と人との信頼や規範(お互い様の意識)が生まれ、地域がより活性化し地域福祉の向上につながっていきます。地域の人々に対する信頼が厚く、お互い様という社会規範が醸成され、人と人とのネットワークが豊かであればある程、皆が住みよい社会になるという事が実感できる筈です。健康づくりの分野では、住民同士の信頼関係が高ければ高いほど、喫煙率の低下や運動習慣の向上などの効果があること等が報告されています<sup>2</sup>。

図表4 地域のチカラの概念と効用



<sup>1</sup> 内閣府国民生活局「平成14年度ソーシャルキャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」

<sup>2</sup> 平成26年度厚生労働科学研究「地域保健対策におけるソーシャルキャピタルの活用のあり方に関する研究」をもとに作成

地域のチカラを高めるためには、地域の資源、個人・団体、地域に根ざした活動など様々な担い手の力をつなぎ・結集させることが必要です。そのためには、「地域に集う場をつくる」「身近にある地域資源に気づき、活用する」「楽しく、人の役に立つ喜びが生まれる活動をする」「簡単にできそうな活動から取り組む」「行政と連携する」「担い手を育成する」「既存の活動範囲の外にいる人を巻き込み活動の幅を広げる」といったことが効果的であると言われてています<sup>1</sup>。

東京都心からのアクセスも良く人口増加が続く流山市には、転入前後の新たな市民、子育て世代とその子ども、定年退職後の世代などの多様な人材が存在しています。一人でも多くの流山市民が、地域で「自分にも何かできるかもしれない」と思い、好きなことや得意なことを活かしながら活躍できるようなまちづくりを目指していく必要があります。

## 地域のチカラ ～流山市のいま～

地域のチカラを数値化することは難しいですが、内閣府による調査<sup>2</sup> など、特定の指標により、実情を評価する取組みがあります。第3期計画に引き続き、第4期計画においても地域福祉計画策定に向けた市民アンケートの結果から、内閣府による調査と同様の指標を活用して流山市の地域のチカラの現状把握を試みました。

**図表5** 地域のチカラに関する住民アンケート結果と前回調査との比較

設問内容		回答内容	流山市地域福祉計画 アンケート(2021) 回答割合	流山市地域福祉計画 アンケート(2016) 回答割合
近所の人々への信頼 ※「信頼」と関係		信頼できる ※「とてもそう思う」、 「ややそう思う」と回答した方	49.6%	46.7%
近所づきあいの程度 ※「社会ネットワーク」と関係		つきあいがある ※「困った時に相談できる」、 「会えば話をする」と回答した方	50.5%	55.4%
社会参加 ※「規範(お互い様)」 と関係	地域活動	参加している ※「週に2、3回」～「月に1回」 と回答した方	24.2%	27.0%
	スポーツ・趣味 娯楽活動		35.1%	35.5%
	ボランティア NPO活動		17.8%	16.4%

※前回実施結果

<sup>1</sup> 日本公衆衛生協会 平成28年度地域保健総合推進事業「ソーシャルキャピタルを活用した地域保健対策の推進について」

<sup>2</sup> 内閣府国民生活局「平成14年度ソーシャルキャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」

## 調査結果から ～地域の「つながり」づくりが大切～

前回アンケート調査結果と比較すると、「近所の人々への信頼」は増えた一方で、「近所づきあいの程度」は減少しています。また、「社会参加」も総じて減少傾向にあります。

上記指標以外にも市民アンケートでも、地域の中の問題点として、「隣近所との交流が少ない」が、「緊急時の対応体制が分からない」に次いで2番目に多く回答されています。また、「隣近所等、身近な地域での助け合いや交流が活発か」という質問にも、約6割の方が否定的に回答しており、地域のチカラの構成要素である「社会ネットワーク(つながり)」・「規範(お互い様)」を強化していくことが必要であると言えます。

一方で、市民アンケートで隣近所等との交流が活発ではないことを問題点としてとらえている方が多いということは、「もっと交流が活発であってほしい、活発に交流したい」と思っている方が少なくないとも考えられます。

また、地域への愛着についての質問では約8割の方が肯定的に回答されています。今後の地域活動への参加意向についての質問でも、「条件が合えば参加したい」と回答された方が約6割にのぼり、「居住する地域で他の人の役に立ちたいか」という質問にも約6割の方が肯定的に回答しています。

上記の「地域に愛着がある」、「地域活動への参加に前向き」、「地域で役に立ちたいと考えている」といった方々が地域での様々なつながりや参加の機会を通じて出会い、交流することで、お互いに学びや刺激を受け、地域が活性化していきます。

一人ひとりの様々な思いを実現するためには、誰もが多様な経路で社会に参加することができる環境を整えるとともに、人がひきつけられる魅力的な場を多数創出していくことが大切です。

## 第8節 圏域の設定

編集中

図表6 圏域の概要

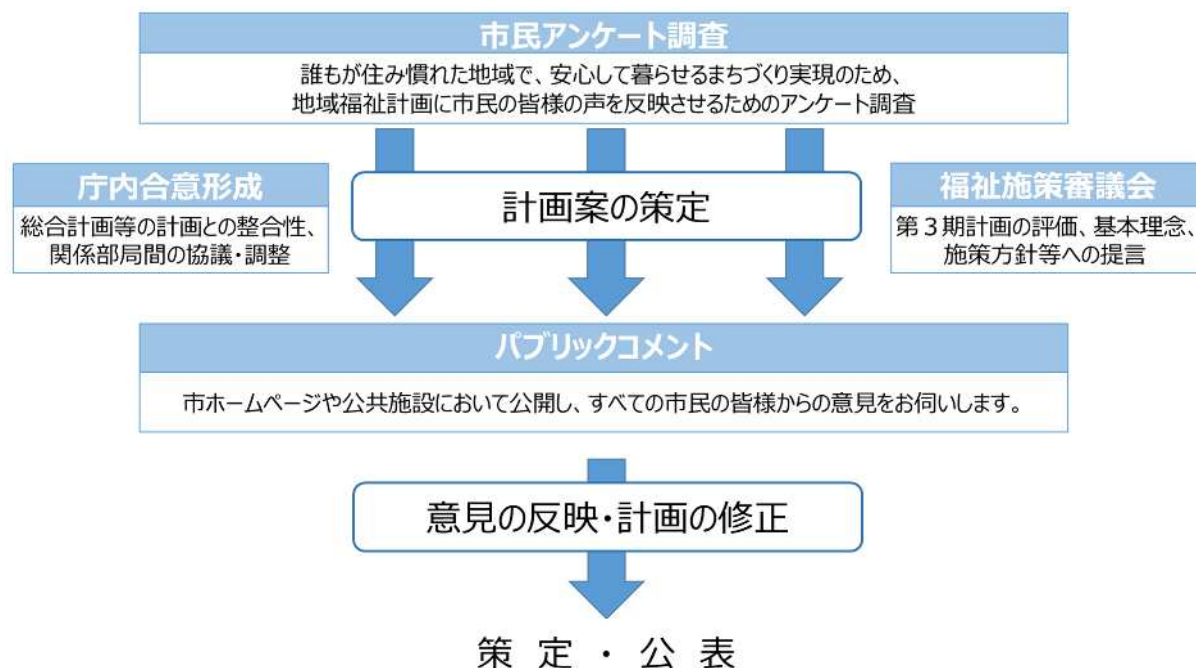
編集中

**図表7** 流山市圏域地図

編集中

## 第9節 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、市民の意見を反映した計画として策定する必要があることから、アンケート調査や市民参加条例に基づく複数の市民参加手続の実施を通じて、市民参加を基本とした計画策定を目指しました。



## ニーズ把握

市民の意見を広く計画に反映するため、令和3年1～2月にかけて無作為抽出による市民3,000人を対象に、市民アンケートを実施しました。このほか、毎年度行っている「ながれやま まちづくり達成度アンケート」や直近に行った「子ども・子育て支援総合計画策定に関するニーズ調査」、「流山市民の健康に関するアンケート」、「障害者福祉計画アンケート調査」、「高齢者等実態調査」等の結果を参考としました。

## 庁内における政策合意

本計画の内容は、総合計画をはじめ、既存の行政計画との整合性を図るものとなっています。そのため、関連部局との間で調整及び周知を図り、適切な情報共有、理解のもとに策定作業を進めました。



## 流山市福祉施策審議会

計画の策定にあたっては、市民や事業者の積極的な参加と行動が重要となることから、市民の代表、福祉サービスの提供を受ける者の代表、ボランティア団体の代表、社会福祉法人の代表、民生委員・児童委員 \*用語集、医師会の代表、歯科医師会の代表、学識経験者、関係行政機関の職員を加えた18人で組織された「流山市福祉施策審議会」において既存計画の評価、基本理念、計画内容など計画策定に関する事項の審議を行いました。

また、計画策定過程を広く市民へ周知するため、審議会を公開とし、議事録をその都度ホームページに公開するとともに、パブリックコメント（意見公募手続き）により、広く市民の意見募集も行いました。

## 流山市社会福祉協議会・地域福祉活動計画との連携

流山市社会福祉協議会は、ボランティア活動や福祉教育の推進、住民参加による福祉ネットワークづくりなど、地域福祉の推進について様々な実績と経験を有しています。そのため、流山市社会福祉協議会において同時期に作成された「地域福祉活動計画」との整合性に配慮しました。



# 第2章

# 流山市の現状

## 2章 流山市の現状

### 第1節 流山市の現状

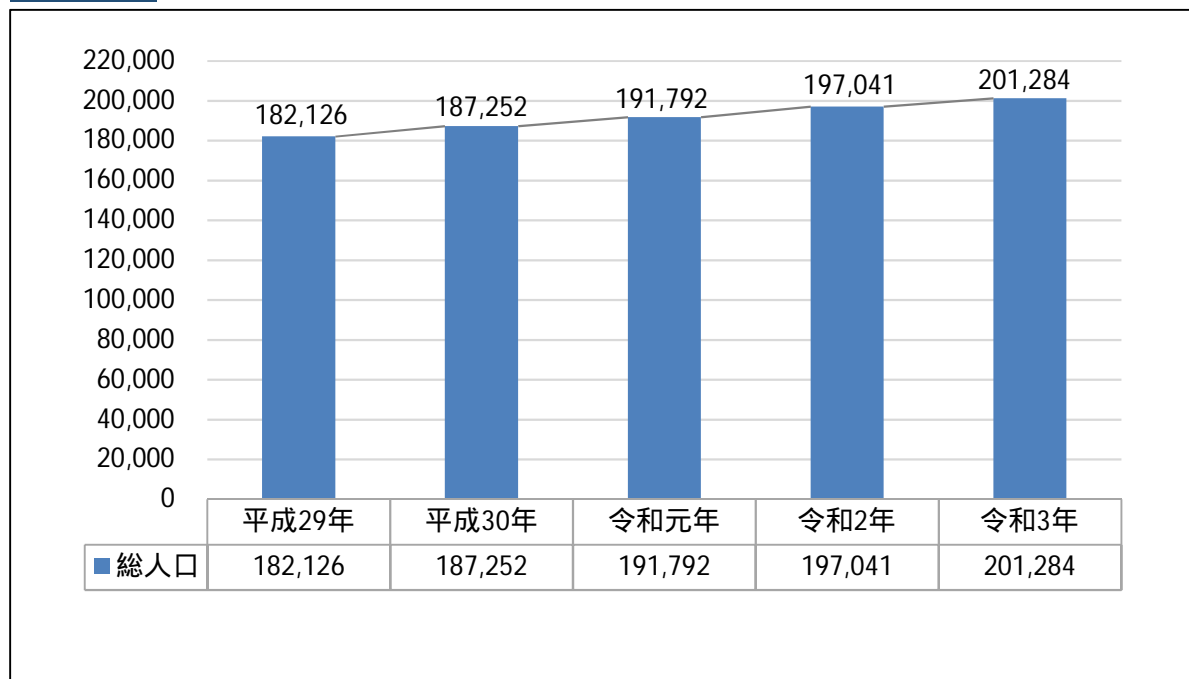
流山市は、つくばエクスプレスの開通により、東京都心の秋葉原と約20分で結ばれ交通アクセスは飛躍的に向上しました。自然豊かな環境と優れた交通アクセスを活かして、「都心から一番近い森のまち」をキーワードに良質なまちづくりや子育て支援策を進めています。令和3年4月1日現在の人口は20万1,284人で、現在も人口の増加が続いています。

#### (1) 人口の推移・見通し

第3期地域福祉計画策定時の人口18万2,126人(平成29年)から、令和3年人口20万1,284人と約2万人の人口増加となっています。人口の推移を年代別にみると、全国的に高齢化率が高まっている中、当市においても老年人口は増加していますが、人口増加の影響で老年人口比率は減少しており、代わりに年少人口と年少人口比率はいずれも増加しています。

将来見通しについては、令和9年までは緩やかに増加が続くと想定されます。その後は人口の減少が想定されますが、令和17年までは20万人を維持するものと推計されています。

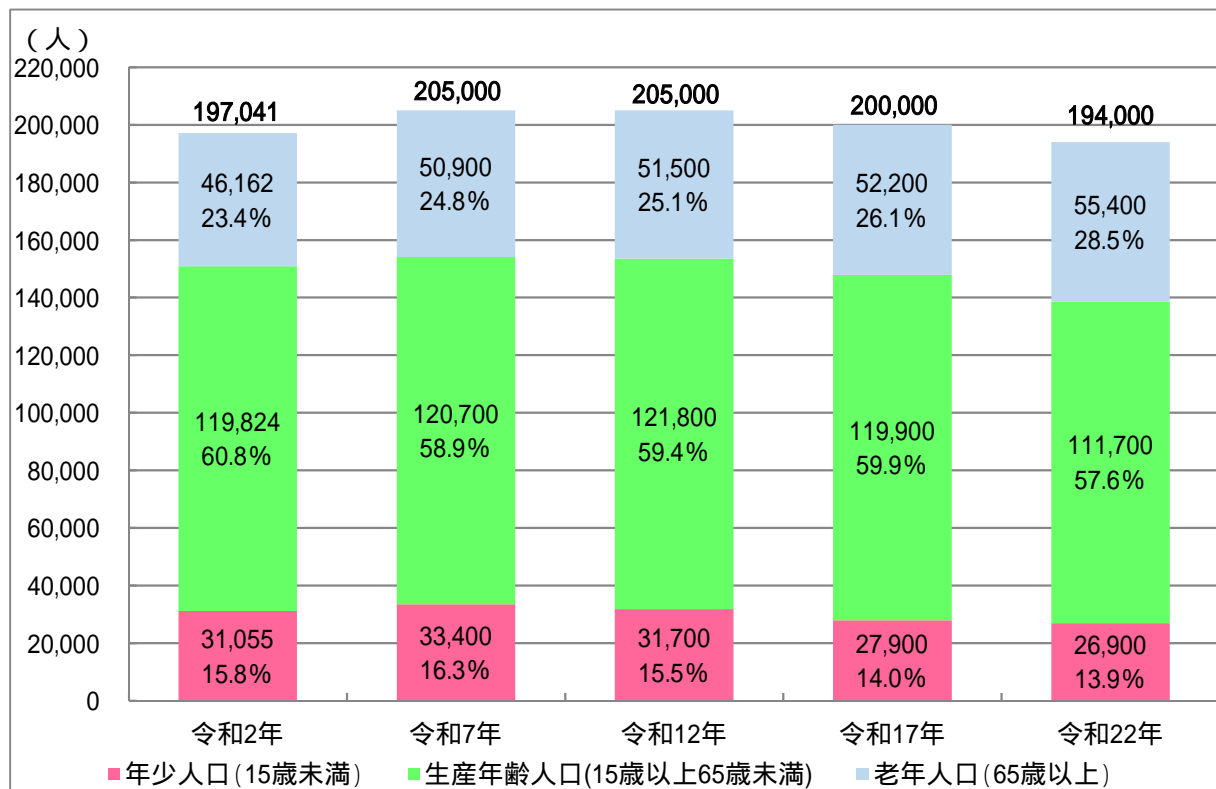
図表8 流山市の人口推移(各年4月1日現在)



図表9 年齢3区分別人口の推移（各年4月1日現在）

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
総人口	181,216	187,252	191,792	197,041	201,284
年少人口	27,202	28,535	29,736	31,055	32,117
同構成比(%)	14.9	15.2	15.5	15.8	16.0
生産年齢人口	111,295	114,118	116,645	119,824	122,478
同構成比(%)	61.1	61.0	60.8	60.8	60.8
老年人口	43,629	44,599	45,411	46,162	46,689
同構成比(%)	24.0	23.8	23.7	23.4	23.2

図表10 人口の将来展望における年齢3区分別人口構成（市独自試算）

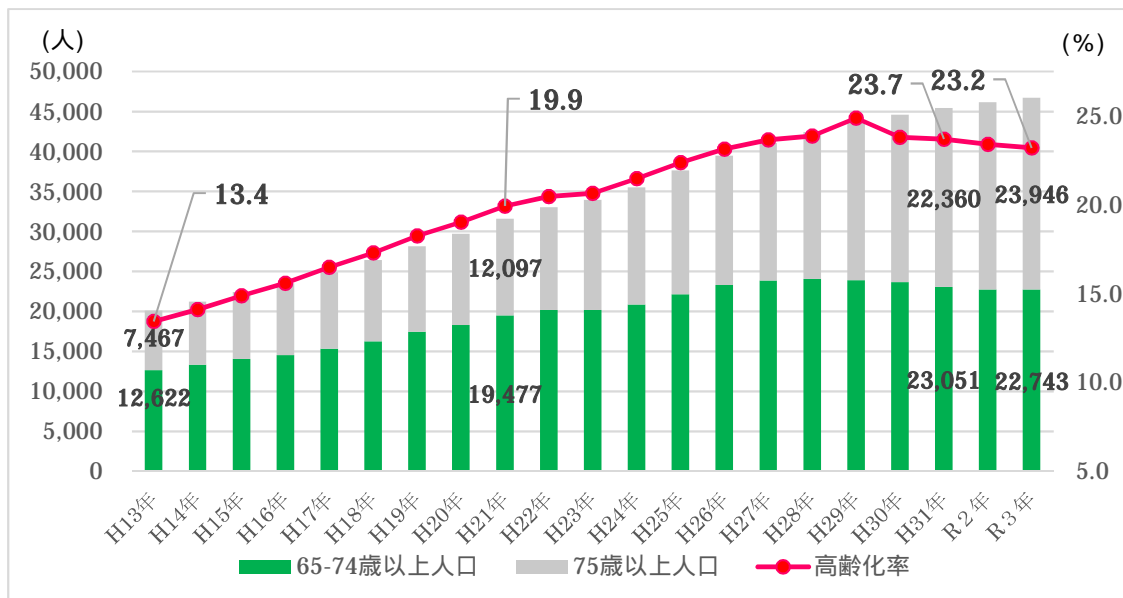


令和2年は実績です。また、内訳は端数を調整しています。

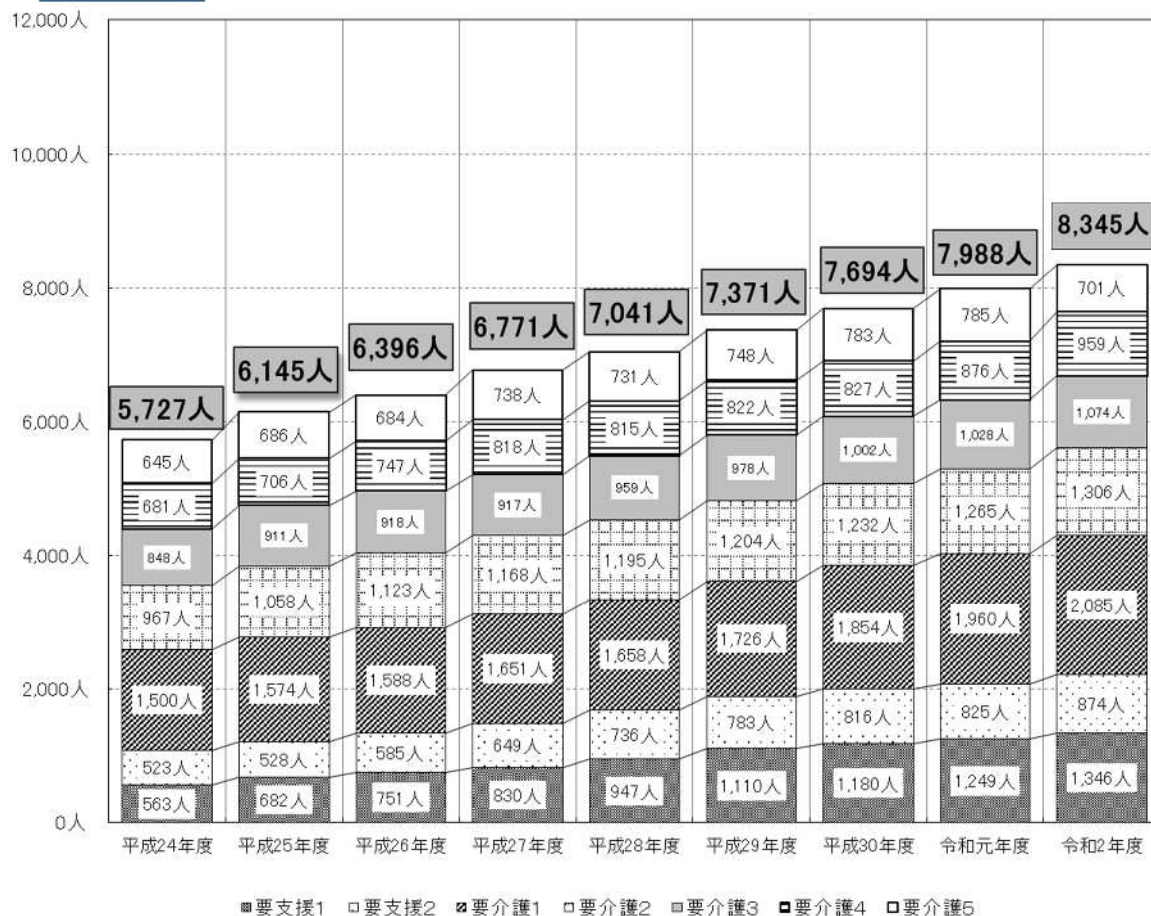
本推計は令和2年度から始まった流山市総合計画の策定時点（平成30年度）における市の独自試算です。

## (2) 高齢者の状況

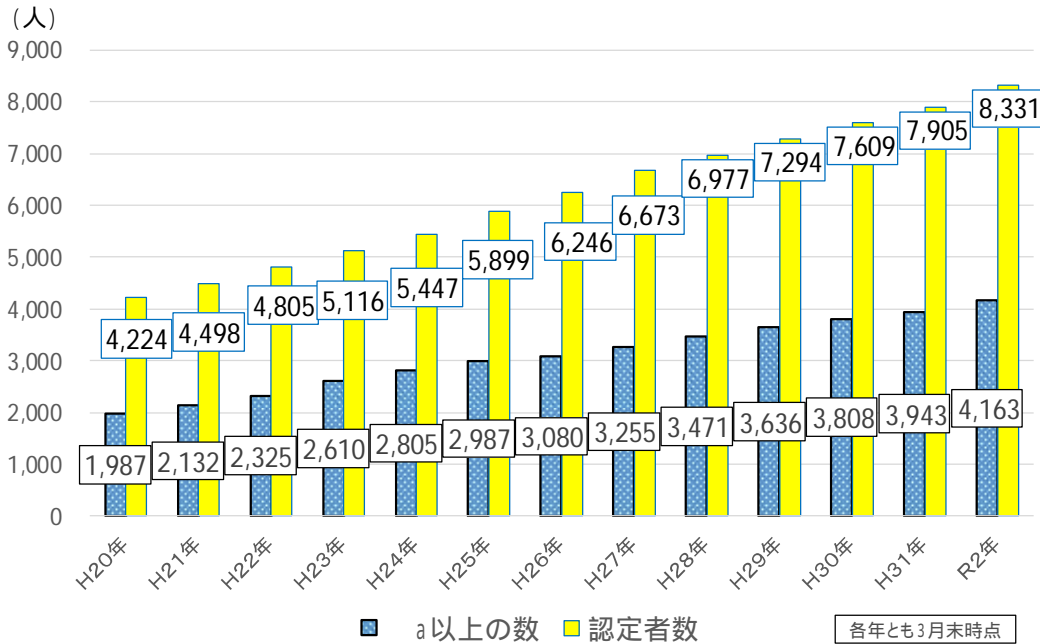
図表11 老年人口と高齢化率の推移（各年4月1日）



図表12 介護度別にみた認定者の推移（各年10月1日）

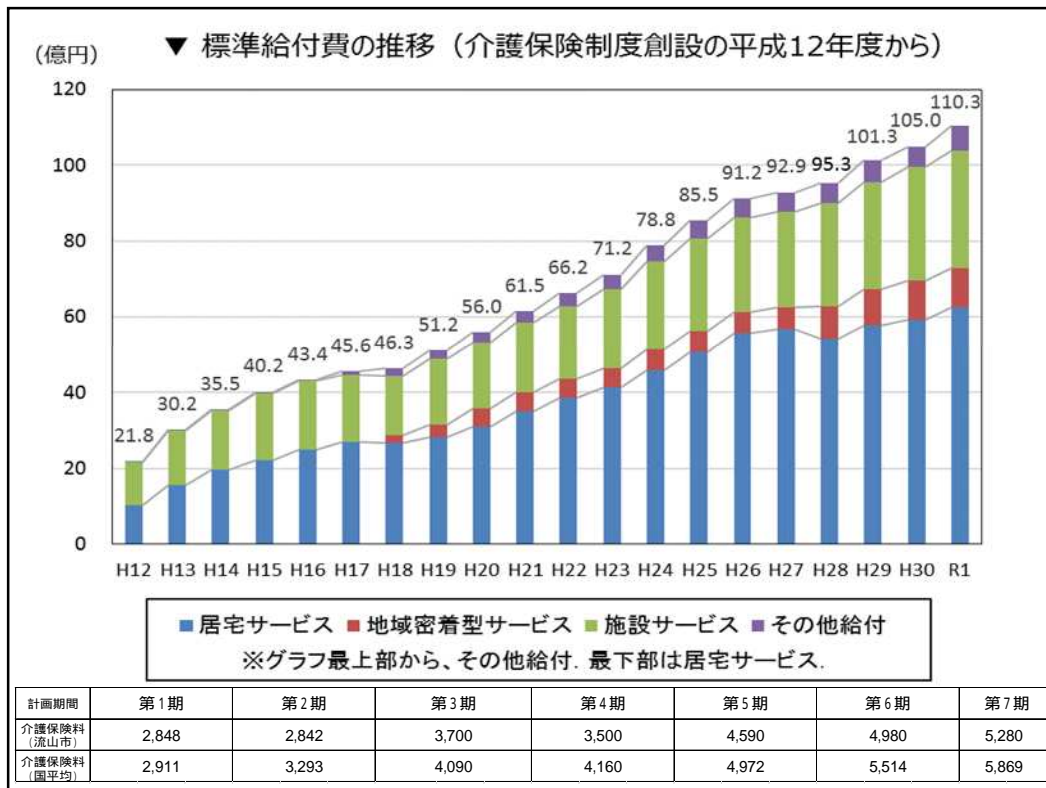


図表13 認知機能の低下があると評価された要介護（要支援）認定者数の推移



\*注：要介護（要支援）認定の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度が a（買い物、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等）以上の評価を受けた方の数です。

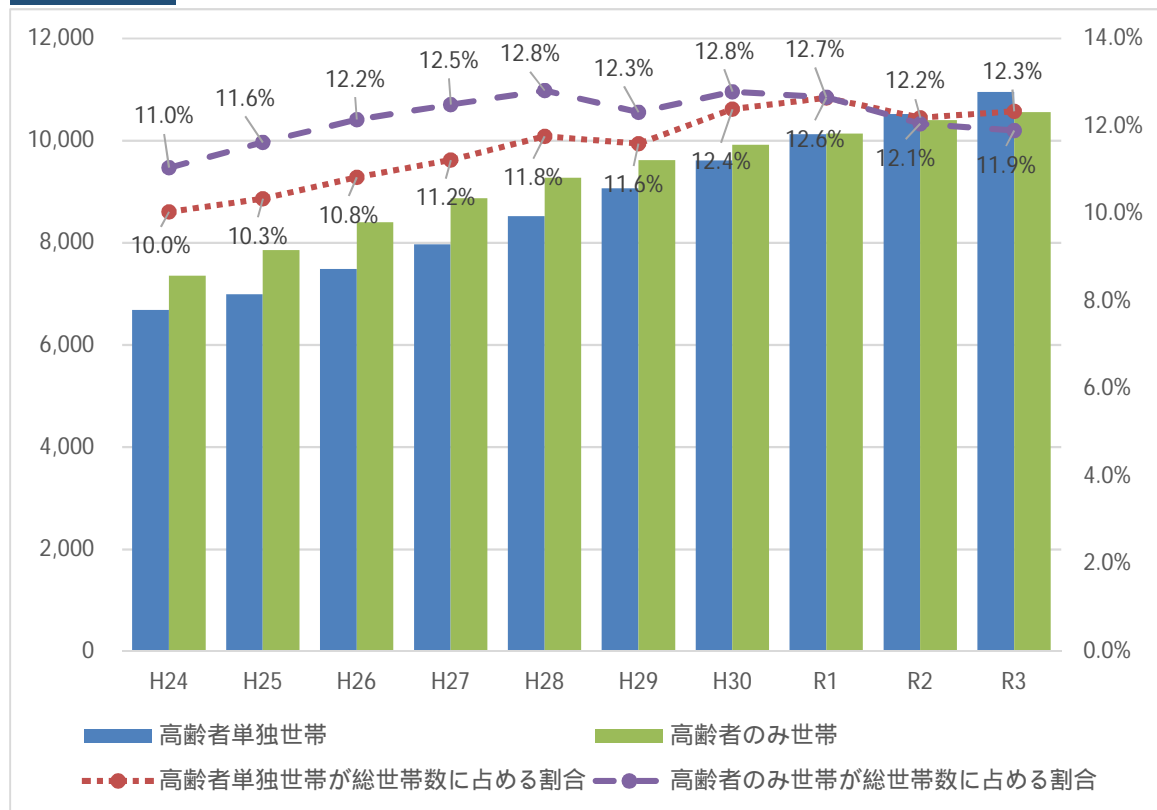
図表14 介護給付費（サービス別）と介護保険料（月額）の推移



3.介護保険施設における食事提供費用は、平成17年10月より一部自己負担となりました。同年より「その他」の費用に含めました。

介護保険料（年額）は、端数調整により、介護保険料（月額）×12と異なる場合があります。

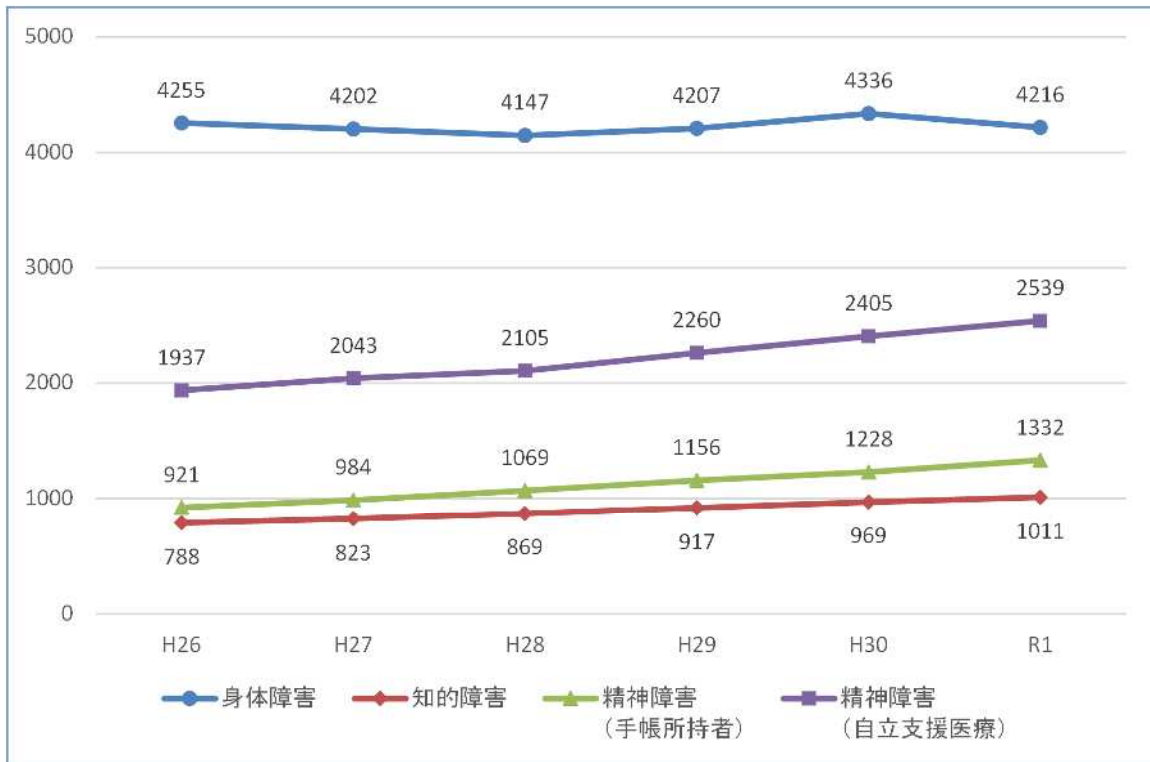
図表15 高齢者世帯数の推移（各年4月1日）





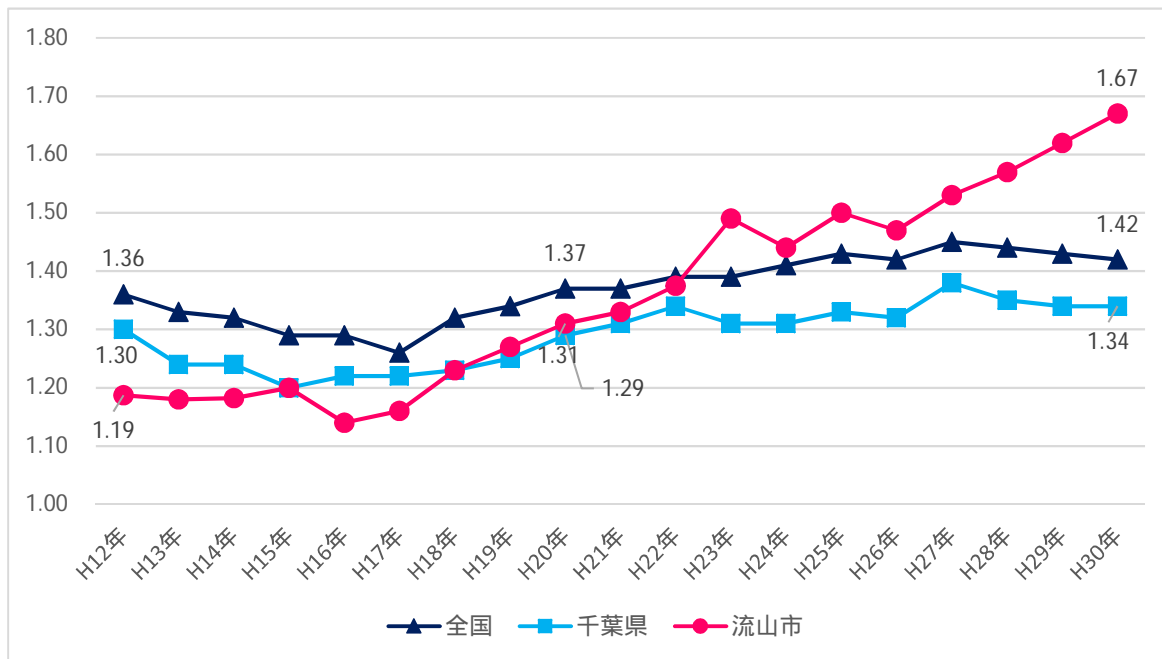
## (3) 障害者の状況

図表16 障害者数の年度別推移（各年度3月末）



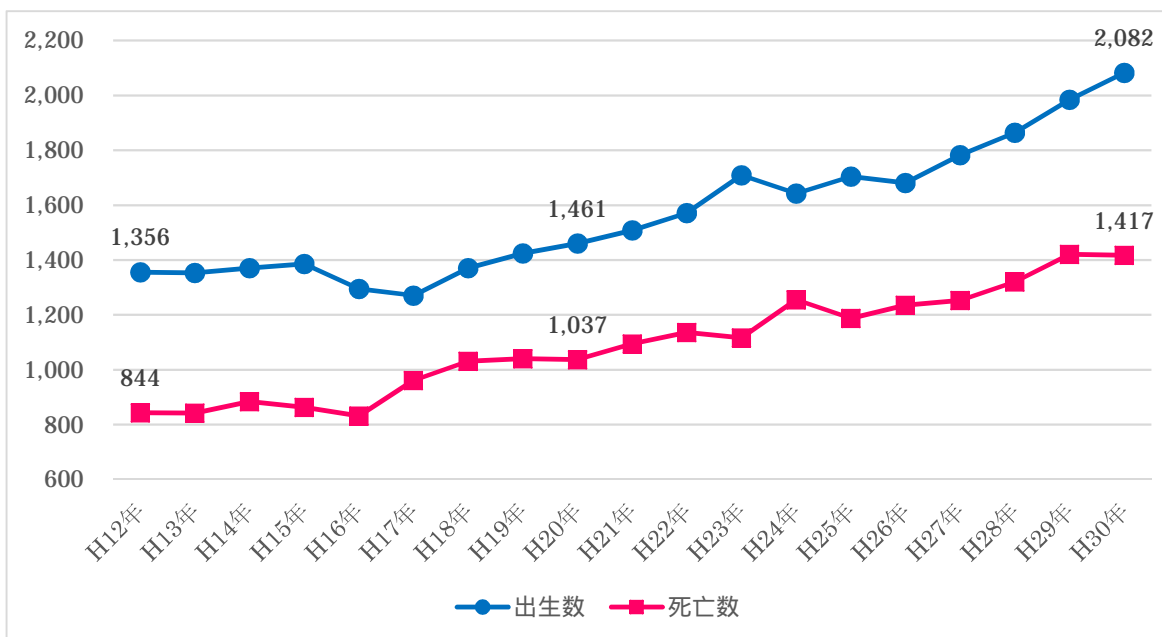
### (4) 子どもの状況

図表17 合計特殊出生率の推移・比較



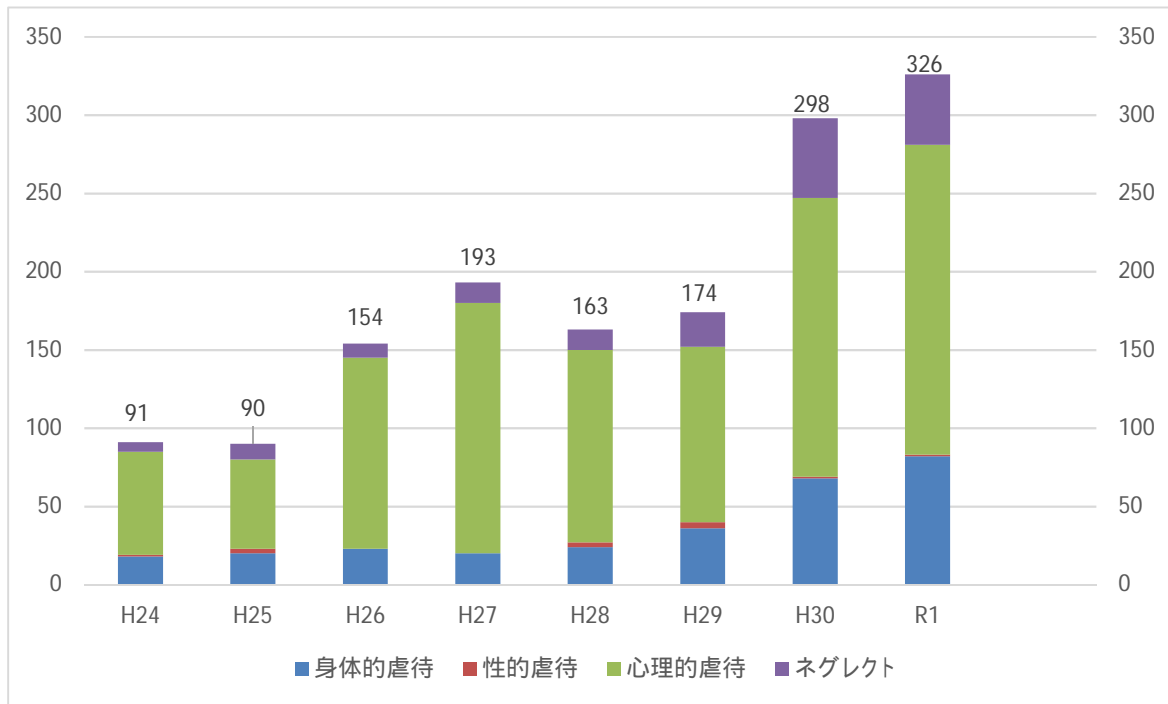
(出典) 千葉県衛生統計

図表18 出生数と死亡数の推移



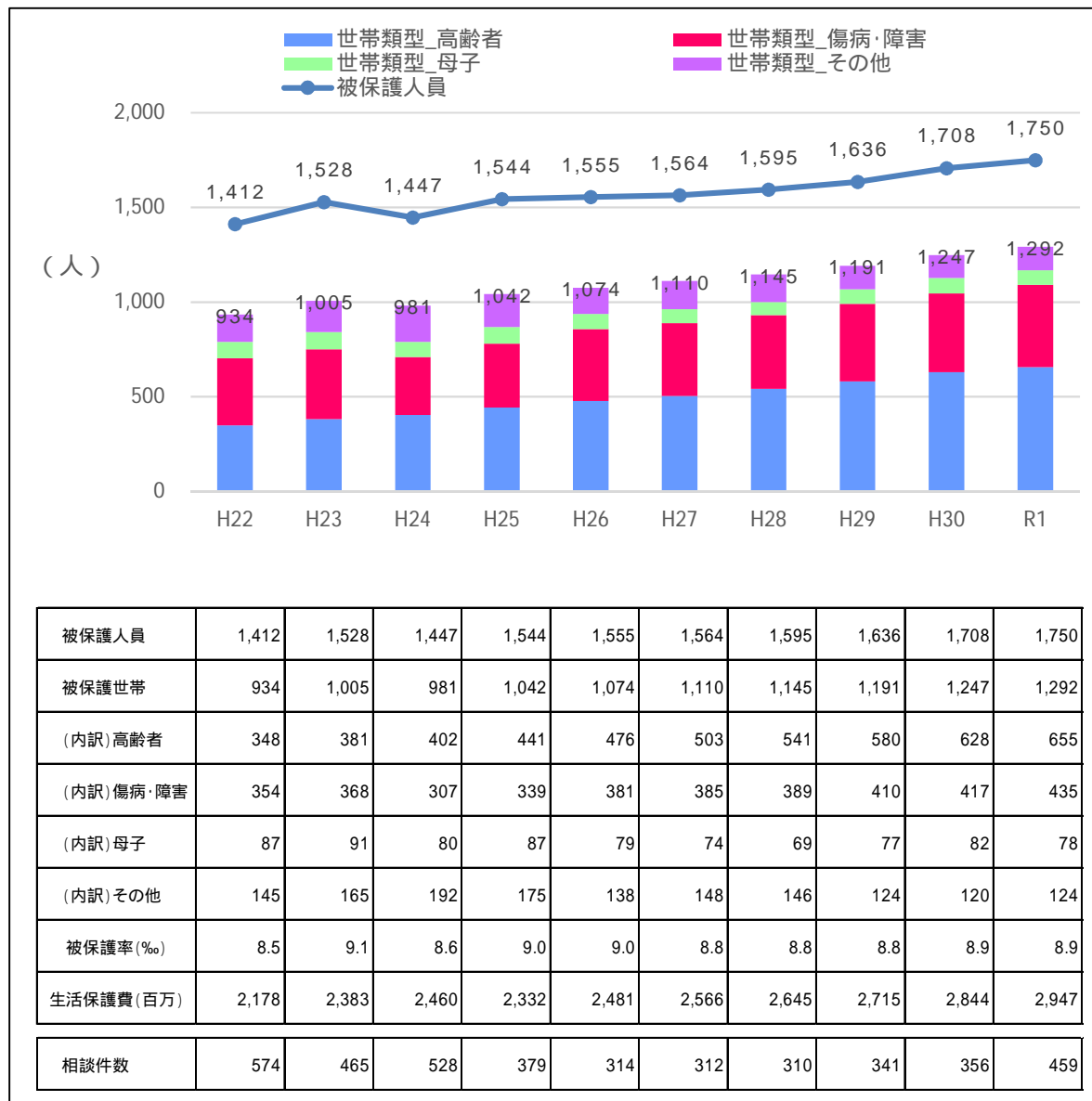
(出典) 千葉県衛生統計

図表19 虐待相談件数の推移（各年3月末）



### (5) 生活保護の状況

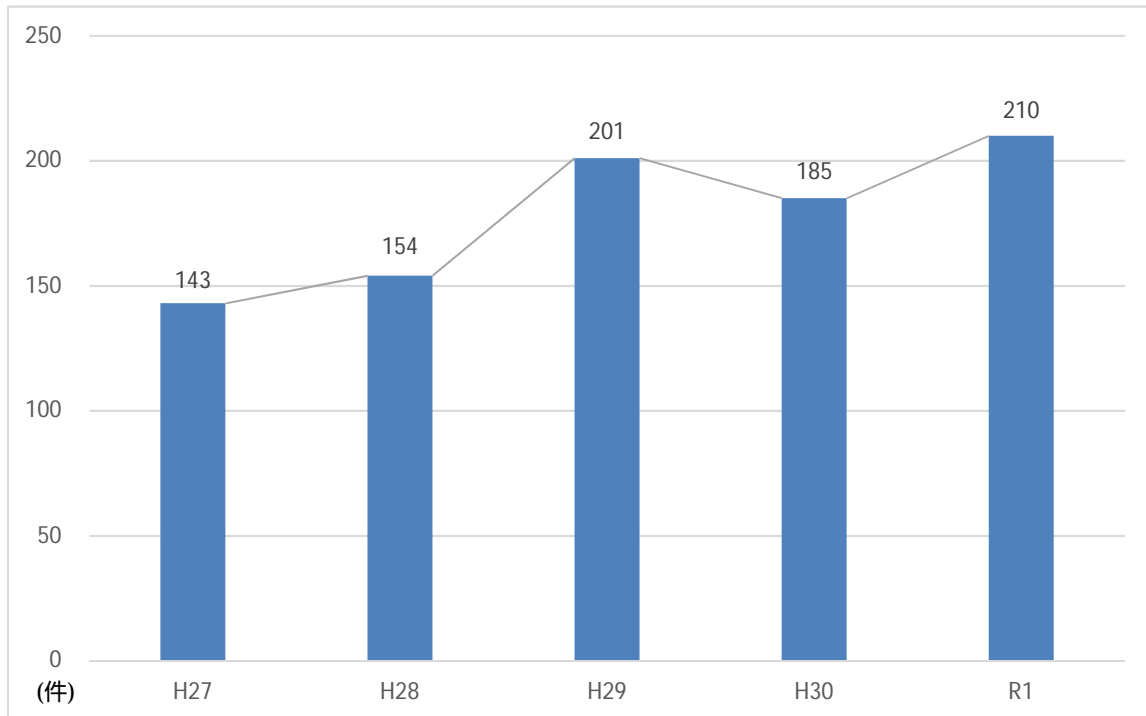
**図表20** 被保護人員・世帯内訳の推移（各年度3月末）



被保護人員	1,412	1,528	1,447	1,544	1,555	1,564	1,595	1,636	1,708	1,750
被保護世帯	934	1,005	981	1,042	1,074	1,110	1,145	1,191	1,247	1,292
(内訳)高齢者	348	381	402	441	476	503	541	580	628	655
(内訳)傷病・障害	354	368	307	339	381	385	389	410	417	435
(内訳)母子	87	91	80	87	79	74	69	77	82	78
(内訳)その他	145	165	192	175	138	148	146	124	120	124
被保護率(%)	8.5	9.1	8.6	9.0	9.0	8.8	8.8	8.8	8.9	8.9
生活保護費(百万)	2,178	2,383	2,460	2,332	2,481	2,566	2,645	2,715	2,844	2,947
相談件数	574	465	528	379	314	312	310	341	356	459

## (5) 生活困窮者の状況

図表2-1 生活困窮者自立支援事業相談件数の推移（各年度3月末）



## 第2節 第4期に向けたニーズ・課題

第3期地域福祉計画での取組み、これまでに策定した各種計画、今回行った市民アンケートの結果等から、第4期地域福祉計画の策定に向けた主なニーズ・課題を整理します。

### (1) 高齢者に関するニーズ・課題

心身とも元気で健康な高齢者が多いですが、その状態を少しでも長く持続させられるよう、健康づくりや介護予防活動の推進が必要です。また、地域活動への参加意欲が高い高齢者が多いため、地域活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

今はまだ健康であっても、将来の不安の解消も重要です。介護が必要になった時に、在宅での生活を希望する高齢者も多いため、多様なニーズに応えられるよう、介護サービスや高齢者施設をはじめとした幅広い生活支援サービスを充実するとともに相談体制充実させ、住み慣れた地域で生活を続けられる環境の確保が求められています。

更に、高齢者の増加に比例して、認知機能の低下がある方が増え続けていくことから認知症の高齢者とその家族が暮らしやすい地域づくりを行うために、認知症への理解を深めるための普及啓発や、介護者への支援、認知症バリアフリーの推進が求められています。

### (2) 子ども・子育てに関するニーズ・課題

共働き世帯の増加により、保育サービスや学童クラブの需要は依然増加傾向にあります。また、勤務時間や勤務形態の多様化に伴い、求められるニーズも多様化しています。

少子化や核家族化が進行し地域のつながりが希薄化する中で、子育てに関して孤立し、悩みや不安を抱えている親が増加しており、情報提供や相談支援体制の充実、子育て中の親同士が交流できる機会の確保が求められています。

支援が必要な家庭への対応として、ひとり親家庭等への経済面を含めた支援や、子どもに対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応も重要です。

更に、子どもが安心安全に過ごすことができる生活環境を整備するため、公園等の遊び場の充実や、交通事故や犯罪から子どもを守り、地域ぐるみで子どもの安全確保に取り組むことが必要です。

### (3) 障害者・児に関するニーズ・課題

障害者・児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、個々のニーズに合った在宅サービスや相談支援体制、就労支援の充実が求められています。また、学校卒業後の日中活動の場や、親亡き後の生活の場等確保への不安の声があることから地域における障害者の施設支援やグループホーム等の充実を図る必要があります。

障害者の自立と社会参加を促進するには、障害への理解と認識を深める必要があります。また、差別的な取り扱い、虐待、その他の人権侵害から障害者を守るため権利擁護体制の推進が求められます。

本市の18歳未満人口の増加に伴い、障害のある児童も増えています。障害のある児童の増加に対応するため、障害の早期発見・早期対応ができる相談窓口や、発達支援・障害児通所支援等のサービスを充実するとともに、家族への心理的なケアも行っていく必要があります。

### (4) 地域に関するニーズ・課題

アンケート結果によると、地域に愛着があり、これからも住み続けたいと考えている人は多いものの、地域交流や地域活動はあまり活発でないと考えている人が多いことが分かりました。

地域活動に参加していない理由として、活動内容や参加方法が分からないという声も多く寄せられています。また、地域活動に参加していない人でも条件が合えば参加したいと考えている人は少なくありません。これらのことから、地域活動に関する情報発信、誰でも地域活動に参加しやすい仕組み作りが重要であると考えられます。

また、隣近所や世代間の交流が活発ではないことを、地域の問題点としてとらえている方が多いことから、地域のつながりや交流へのニーズは少なくないと考えられます。したがって、誰もが地域でつながりや交流を得られるよう、多様なつながりや社会参加が可能な環境を確保することが求められます。

### (5) 制度・行政に関するニーズ・課題

---

行政の各種事業やサービスについては、第3期計画までと同様に、全ての市民が必要な情報を得られるよう様々な媒体や機会を通じて発信し、市民への周知に努めていくとともに、アンケート等を活用して市民の声を聴き、ニーズを把握していくことも必要です。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な取り組みとして、前述した子育て環境や高齢者への支援の充実のほか、災害に強いまちづくりや防犯体制が整ったまちづくり、保健事業や感染症対策、地域医療体制の充実といった声が多く寄せられました。特に、災害時の備えについては日常の心配ごとの一つにも挙げられており、市民の関心の高さが伺えます。普段から高い福祉ニーズを持つ高齢者や障害者は、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者となります。災害時に備えて、日頃から日常的な見守り活動を推進し、住民同士の顔の見える関係づくりを構築する必要があります。

近年、ひきこもりや支援拒否などによる社会的孤立、虐待や暴力、自殺、ホームレス、ダブルケア・ヤングケアラー、8050問題、老老介護・認認介護、ごみ屋敷など様々な生活課題が発生しています。このような分野横断的な課題を解決していくためには、相談者の属性や世代を問わず、相談者が抱える問題を「丸ごと」対応していく必要があります。そのためには、行政内部の連携を一層強化するとともに、各関係機関や地域の様々な主体とも連携し、包括的な相談支援体制を構築していくことが求められます。



## 第4章

# 計画を推進するために

## 第4章 計画を推進するために

### 第1節 それぞれの役割

編集中

#### 自助（市民の役割）

---

#### 共助（地域等の役割）

---

活動団体（自治会、ボランティア団体、NPO等）の役割

社会福祉協議会の役割

民生委員・児童委員の役割

編集中

サービス事業者の役割

公助（行政の役割）

---

## 第2節 計画の推進および進行管理

### 計画の周知・啓発

編集中

(1) 計画の配布・設置による周知・啓発

---

(2) さまざまな媒体による周知・啓発

---

(3) 出前講座による周知・啓発

---

(4) 各種関係機関との連携による周知・啓発

---

## 計画の推進・進行管理

計画の推進や進行管理にあたっては、P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）  
 \*用語集 を活かして、計画の進捗状況を把握してその成果や課題を整理して次のステップにつなぐサイクルを確立し、より実効性のある取り組みを行う必要があります。

流山市の行財政運営におけるまちづくり報告書等の行政評価システムを活用するとともに、市民アンケート結果や流山市福祉施策審議会の意見を聴きながら、地域福祉の推進へ向けた施策のさらなる改善および次期計画策定へとつなげます。

市民が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、保健・医療・福祉とともにそれ以外の施策の取組も重要であることから、健康福祉部だけではなく幅広く庁内の関係部局との連携を図り、地域福祉の推進に関わる施策を効果的に推進します。

